

仕 様 書

1 業務名称

八尾市妊婦等包括相談支援事業に係る人材派遣業務

2 目的

この仕様書は、八尾市妊婦等包括相談支援事業を実施するに当たり、効率的かつ効果的な業務運営と人的資源の有効活用を図るため、人材派遣を活用することとし、八尾市（以下「派遣先」という。）が、派遣元に対し従事させる業務の概要について定めるもの

3 派遣対象業務

八尾市妊婦等包括相談支援事業

4 契約形態・派遣労働者の待遇

単価は1時間当たりの契約とする。

交通費・社会保険料事業主負担分・その他必要経費等を加味したうえで、八尾市短時間勤務会計年度任用職員以上の金額が派遣労働者に支払われる単価を設定すること。

（保健師） 単価 1,884 円/時間

（正看護師）単価 1,807 円/時間

※令和7年4月1日現在

5 業務場所

八尾市こども若者部こども健康課内及び八尾市内において本市が指定する場所

6 契約期間及び派遣期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

7 委託料の請求

受託者は、本事業を実施した日の属する月の翌月15日までに、委託者に委託料を請求するものとする。ただし、委託者が認める場合にはこの限りでない。

8 委託料の支払

委託者は、前条の規定による請求があったときは、その内容を照合確認し、その請求が適正なものであるときは、受理した日から起算して30日以内に受託者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

9 派遣対象業務の内容及び必要な人員と資格等

〔業務内容〕

八尾市妊婦等包括相談支援事業

a 妊娠届出者面接業務

b 妊婦等包括相談支援事業対象者に関する情報管理業務

c 上記業務に係るデータのシステム入力業務

d 電話対応業務

- e その他妊婦等包括相談支援事業に関する事務補助

[必要人員]

1 名

[資格等]

- a 保健師又は正看護師
- b PC入力作業を行える程度の能力を有していること。
(エクセル、ワードなどのソフトを目的に応じて使えること。)

[想定対象者数]

1,700 人前後（妊娠届出者数）

10 勤務日及び勤務時間

【勤務日】

月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

【勤務時間】

基本的には午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの 7 時間 45 分（休憩時間は 45 分）

※休憩時間は、原則 12 時 00 分から 12 時 45 分までとする。

※必要に応じて、上記時間外での業務を実施する。

11 派遣先責任者及び指揮命令者

八尾市こども若者部こども健康課長

12 その他

- ① 契約締結後、あらかじめ派遣職員名簿を提出すること。
- ② 派遣元は、本業務を行うに当たり、社会保険の加入等労働者派遣法等関係法令について遵守すること。
- ③ 派遣元は派遣期間中、少なくとも 1 回、派遣職員と面談を行うこと。
- ④ 派遣元は業務中に仕様書等に定めのない不測の事態が発生した場合は、必ず派遣先に報告しその指示に従うこと。
- ⑤ 派遣元は本派遣業務を遂行するに当たり業務の停滞などを招かないよう適切な処置を講じること。特に、派遣職員間でのトラブルに対しては、派遣元が責任をもって対処すること。
- ⑥ 派遣元は派遣期間中に派遣職員の変更を行う場合は、止むを得ない範囲で必要最小限に止めるとともに、休暇等に伴い事務能力の低下等業務に支障を来たさないよう適切な処置を講じること。なお、原則として止むを得ず派遣職員を変更する場合については、派遣元は派遣先に対して 1 か月前までに変更日・変更後の派遣職員名等を通知すること。
- ⑦ 派遣職員が派遣先の指揮命令に従わない場合又は著しく業務に不応と派遣先が判断した場合は、派遣先と派遣元が協議のうえ、派遣元は当該派遣労働者に対して是正を求めなければならない。また、当該派遣労働者が是正しないとき、又は是正される見込みがないと認めるときは、派遣元に対して書面により当該派遣労働者の変更を求めることができる。
派遣元は、派遣先から当該派遣労働者の変更を求められた場合は、速やかに当該派遣労働者を

変更しなければならない。

⑧ 派遣職員が年次有給休暇を取得する場合は、業務に支障のない範囲で取得すること。

⑨ 派遣元は職場における安全管理の他、事故及び災害の未然防止についても積極的に協力すること。

13 疑義等の協議

この仕様書に定めのない事項および疑義のある事項については、必要に応じて派遣先と派遣元で協議するものとする。